

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

一 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）（本則関係）	1
二 森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）（附則第二項関係）	10

改正案

現行

（目的）

第一条 この法律は、我が国森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性に鑑み、令和十二年度までの間における森林の間伐等の実施を促進するため、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、市町村による特定間伐等促進計画の作成並びに都道府県知事による特定増殖事業計画及び特定植栽事業計画の認定並びにこれらの計画の実施に関する特別の措置を講じ、もって森林の適正な整備に寄与することを目的とする。

（目的）

第一条 この法律は、我が国森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性に鑑み、平成三十二年までの間における森林の間伐等の実施を促進するため、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、市町村による特定間伐等促進計画の作成及び都道府県知事による特定増殖事業計画の認定並びにこれらの計画の実施に関する特別の措置を講じ、もって森林の適正な整備に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「特定間伐等」とは、森林（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第一項に規定する森林をいう。以下同じ。）の間伐又は造林で令和十二年度までの間に行われるものであつて、種穂（林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第三条第一項に規定する種穂をいう。以下同じ。）の採取の用に供する樹木の増殖以外のものをいう。

（定義）

第二条 この法律において「特定間伐等」とは、森林（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第一項に規定する森林をいう。以下同じ。）の間伐又は造林で平成三十二年までの間に行われるものであつて、種穂（林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第三条第一項に規定する種穂をいう。以下同じ。）の採取の用に供する樹木の増殖以外のものをいう。

2 この法律において「特定母樹の増殖」とは、特に優良な種苗（林業種苗法第二条第一項に規定する種苗をいう。以下同じ。）を生産するための種穂の採取に適する樹木であつて、成長に係る特性の特に優れたものとして農林水産大臣が指定するもの（以下「特定母樹」という。）の増殖で令和十二年度までの間に行われるものをいう。

2 この法律において「特定母樹の増殖」とは、特に優良な種苗（林業種苗法第二条第一項に規定する種苗をいう。以下同じ。）を生産するための種穂の採取に適する樹木であつて、成長に係る特性の特に優れたものとして農林水産大臣が指定するもの（以下「特定母樹」という。）の増殖で平成三十二年までの間に行われるものをいう。

3 （略）

3 （略）

4 この法律において「特定植栽事業」とは、特定間伐等のうち増殖した特定母樹から採取された種穂から育成された苗木（以下「特定

（新設）

苗木」という。)の植栽(以下「特定植栽」という。)を行う事業をいう。

(基本指針)

第三条 (略)

2 基本指針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本方針の指針となるべきものを定めるものとする。

一・二 (略)

三 前号の区域のうち特定植栽の実施を促進すべき区域の基準

四 前号の区域における特定植栽事業の実施に関する基本的な事項
その他の第二号の区域において実施すべき特定間伐等に関する基本的な事項

五〇七 (略)

3 (略)

4 基本指針に定める第二項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事項(特定間伐等に係る部分に限る。)は、森林法第四条第一項の規定によりたてられた全国森林計画に適合するものでなければならない。

五〇七 (略)

(基本方針)

第四条 (略)

2 (略)

3 前項第二号から第四号までに掲げる事項には、特定植栽に関する次に掲げる事項を定めることができる。

一 特定植栽の実施を促進すべき区域

二 前号の区域における特定植栽事業の実施方法に関する事項

三 第一号の区域における特定植栽事業の実施の促進のための方策に関する事項

(基本指針)

第三条 (略)

2 基本指針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本方針の指針となるべきものを定めるものとする。

一・二 (略)

(新設)

三 前号の区域において実施すべき特定間伐等に関する基本的な事項

四〇六 (略)

3 (略)

4 基本指針に定める第二項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項(特定間伐等に係る部分に限る。)は、森林法第四条第一項の規定によりたてられた全国森林計画に適合するものでなければならない。

五〇七 (略)

(基本方針)

第四条 (略)

2 (略)

(新設)

4| 基本方針に定める第二項第一号から第四号までに掲げる事項〔前項の規定により同項各号に掲げる事項を定めた場合にあっては、当該事項を含む。〕は、森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画（以下単に「地域森林計画」という。）に適合するものでなければならぬ。

5| 都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に協議するとともに、第三項各号に掲げる事項に係る部分については関係市町村長の意見を聴かなければならぬ。

6・7| (略)

(特定間伐等促進計画)

第五条 (略)

2 (略)

3| その区域の全部又は一部が前条第三項の規定により基本方針に定められた同項第一号の区域（以下「特定植栽促進区域」という。）内にある市町村にあっては、特定間伐等促進計画において、前項各号に掲げる事項のほか、当該市町村の区域内にある特定植栽促進区域における特定植栽事業の実施方法及び実施の促進のための方策に關する事項を定めるものとする。

4・8| (略)

9| 第四項から前項までの規定は、特定間伐等促進計画の変更について準用する。

(交付金の交付等)

第六条 特定間伐等促進計画を作成した市町村は、次項の交付金を充てて当該特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等（前条第二項第三号ハの施設の設定を含む。以下この条、次条第一項及び第十八条第一項において同じ。）の実施（市町村以外の者が実施する特定間伐

3| 基本方針に定める前項第一号から第四号までに掲げる事項は、森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画（第九条第二項第三号において単に「地域森林計画」という。）に適合するものでなければならぬ。

4| 都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に協議しなければならない。

5・6| (略)

(特定間伐等促進計画)

第五条 (略)

2 (略)

(新設)

3・7| (略)

8| 第三項から前項までの規定は、特定間伐等促進計画の変更について準用する。

(交付金の交付等)

第六条 特定間伐等促進計画を作成した市町村は、次項の交付金を充てて当該特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等（前条第二項第三号ハの施設の設定を含む。以下この条、次条第一項及び第十四条第一項において同じ。）の実施（市町村以外の者が実施する特定間伐

等に要する費用の一部の負担を含む。次項において同じ。）をしよ
うとするときは、当該特定間伐等促進計画を農林水産大臣に提出し
なければならない。

2 5 4 (略)

(特定増殖事業計画の認定)

第九条 (略)

2 特定増殖事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければなら
ない。

一・二 (略)

三 地域森林計画の対象となっている私有林（森林法第五条第一項
に規定する私有林をいい、同法第二十五条又は第二十五条の二の
規定により指定された保安林及び同法第四十一条の規定により指
定された保安施設地区の区域内の森林を除く。以下同じ。）にお
いて特定母樹を植栽する土地の上にある立木を伐採しようとする
場合にあつては、伐採する森林の所在場所、伐採面積、伐採齢そ
の他農林水産省令で定める事項

四 5 六 (略)

3 特定都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において
、その特定増殖事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであ
ると認めるときは、その認定をするものとする。

一 基本方針に照らし適切なものであること。

二・三 (略)

4・5 (略)

(林業・木材産業改善資金の償還期間等の特例)

第十一条 林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十
二号）第二条第一項に規定する林業・木材産業改善資金（第十六条

等に要する費用の一部の負担を含む。次項において同じ。）をしよ
うとするときは、当該特定間伐等促進計画を農林水産大臣に提出し
なければならない。

2 5 4 (略)

(特定増殖事業計画の認定)

第九条 (略)

2 特定増殖事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければなら
ない。

一・二 (略)

三 地域森林計画の対象となっている私有林（森林法第五条第一項
に規定する私有林をいい、同法第二十五条又は第二十五条の二の
規定により指定された保安林及び同法第四十一条の規定により指
定された保安施設地区の区域内の森林を除く。第四項において同
じ。）において特定母樹を植栽する土地の上にある立木を伐採し
ようとする場合にあつては、伐採する森林の所在場所、伐採面積
、伐採齢その他農林水産省令で定める事項

四 5 六 (略)

3 特定都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において
、その特定増殖事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであ
ると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該特定増殖事業計画が基本方針に照らし適切なものであるこ
と。

二・三 (略)

4・5 (略)

(林業・木材産業改善資金の償還期間等の特例)

第十一条 林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十
二号）第二条第一項に規定する林業・木材産業改善資金であつて、

において単に「林業・木材産業改善資金」という。）であつて、認定特定増殖事業者が認定特定増殖事業計画に従つて特定増殖事業を実施するのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。第十六条において同じ。）は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

2
(略)

(特定植栽事業計画の認定)

第十四条 特定植栽促進区域内において基本方針（第四条第三項各号に掲げる事項が定められたものに限る。以下同じ。）に定められた同項第二号に掲げる事項に基づいて特定植栽事業を実施しようとする者は、その実施しようとする特定植栽事業に関する計画（以下「特定植栽事業計画」という。）を作成し、これを当該基本方針を定めた都道府県知事に提出して、その認定を受けることができる。

2| 特定植栽事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一| 特定植栽事業の目標

二| 植栽する特定苗木の種類及びその調達に関する事項

三| 特定苗木を植栽する土地の所在地及び面積、当該土地の利用の現況、植栽の時期及び植栽する苗木の本数その他農林水産省令で定める事項

四| 地域森林計画の対象となつてゐる民有林において特定苗木を植栽する土地の上にある立木を伐採しようとする場合にあつては、伐採する森林の所在場所、伐採主体、伐採面積、伐採方法、伐採齢その他農林水産省令で定める事項

五| 特定植栽事業の実施期間

六| 特定植栽事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

3| 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特定植栽事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

認定特定増殖事業者が認定特定増殖事業計画に従つて特定増殖事業を実施するのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。）は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

2
(略)

(新設)

- 一 基本方針に照らし適切なものであること。
 - 二 前項第二号から第六号までに掲げる事項が当該特定植栽事業計画に係る特定植栽事業を確実に実施するために適切なものであること。
 - 三 申請者が特定植栽事業を適確に遂行するに足りる技術的能力その他の能力を有すること。
 - 4 都道府県知事は、特定植栽事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該特定植栽事業計画において特定苗木を植栽することとされている土地の所在地の属する市町村の長の意見を聴かなければならない。
 - 5 都道府県知事は、前項の規定により市町村の長の意見を聴いた場合において第一項の認定をしたときは、当該市町村の長に当該認定をした旨の通知をしなければならない。
 - 6 特定間伐等促進計画を作成した市町村の長が前項の通知を受けたときは、当該通知の日において、当該通知に係る特定植栽事業計画のうち第五条第二項第三号ロに掲げる事項に相当する部分に係る当該特定間伐等促進計画の変更がされたものとみなす。この場合において、同条第九項において準用する同条第八項の規定は、適用しない。
 - 7 特定間伐等促進計画を作成した市町村は、第五項の通知があつたときは、遅滞なく、その旨及び当該通知に係る特定植栽事業計画のうち第五条第二項第三号ロに掲げる事項に相当する部分を公表しなければならぬ。
- (特定植栽事業計画の変更等)
- 第十五条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定特定植栽事業者」という。）は、当該認定に係る特定植栽事業計画を変更しようとするときは、当該認定をした都道府県知事の認定を受けなければならない。
- 2 都道府県知事は、認定特定植栽事業者が当該認定に係る特定植栽

(新設)

事業計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定特定植栽事業計画」という。）に従つて特定植栽事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3| 都道府県知事は、認定特定植栽事業計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定特定植栽事業者に対して、当該認定特定植栽事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4| 前条第三項から第七項までの規定は、第一項の認定について準用する。

（林業・木材産業改善資金の償還期間の特例）

第十六条 林業・木材産業改善資金であつて、認定特定植栽事業者が認定特定植栽事業計画に従つて特定植栽事業を実施するのに必要なものの償還期間は、林業・木材産業改善資金助成法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

（新設）

（伐採の届出の特例等）

第十七条 第八条の規定は、認定特定植栽事業者（伐採主体として認定特定植栽事業計画に記載された者が当該認定特定植栽事業者でない場合にあつては、その者。第三項において同じ。）が認定特定植栽事業計画（第十四条第二項第四号に掲げる事項に係る部分に限る。）に従つて行う立木の伐採について準用する。

（新設）

2| 認定特定植栽事業者は、農林水産省令で定めるところにより、認定特定植栽事業計画に記載された前項の伐採及び当該伐採後の植栽に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならない。

3| 市町村の長は、認定特定植栽事業者の行っている第一項の伐採又

は当該伐採後の植栽が認定特定植栽事業計画に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後に植栽する特定苗木の種類若しくは植栽の時期に関する事項に従っていないと認めるときは、その者に対し、その伐採及び伐採後の植栽に関する事項に従って伐採し、又は伐採後の植栽をすべき旨を命ずることができる。

(国等の援助等)

第十八条 国及び地方公共団体は、特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の実施主体、認定特定増殖事業者及び認定特定植栽事業者に対し、当該特定間伐等及び特定増殖事業の確実かつ効果的な実施に關し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、農林水産大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び同項の実施主体、認定特定増殖事業者又は認定特定植栽事業者は、特定間伐等促進計画、認定特定増殖事業計画又は認定特定植栽事業計画の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

3 (略)

4 地方公共団体は、第五条第二項第一号の区域内に存する森林の森林所有者（森林法第二条第二項に規定する森林所有者をいう。）その他の関係者に対し、特定間伐等及び特定増殖事業の実施を促進するために必要な情報の提供、助言又はあつせんその他の援助を行うよう努めなければならない。

(報告の徴収)

第十九条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、認定特定増殖事業者又は認定特定植栽事業者に対し、認定特定増殖事業計画又は認定特定植栽事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

第十四条 国及び地方公共団体は、特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の実施主体及び認定特定増殖事業者に対し、当該特定間伐等及び特定増殖事業の確実かつ効果的な実施に關し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

(国等の援助等)

2 前項に定めるもののほか、農林水産大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び同項の実施主体又は認定特定増殖事業者は、特定間伐等促進計画又は認定特定増殖事業計画の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

3 (略)

(新設)

(報告の徴収)

第十五条 特定都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、認定特定増殖事業者に対し、認定特定増殖事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

(削る。)

(罰則)

第二十条 第十七条第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

第二十一条 第十七条第二項又は第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

(罰則)

第十六条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2| 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

(新設)

(新設)

(新設)

改正案	現行
<p>（災害等防止措置命令） 第四十二条 市町村の長は、伐採又は保育が実施されておらず、かつ、引き続き伐採又は保育が実施されないことが確実であると見込まれる森林（森林法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林を除く。以下この章において同じ。）における次に掲げる事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認める場合には、その必要の限度において、当該森林の森林所有者に対し、期限を定めて、当該事態の発生の防止のために伐採又は保育の実施その他必要な措置（以下「災害等防止措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。ただし、当該森林について、経営管理権が設定されている場合又は同法第十条の九第三項若しくは森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）<u>第十七条第三項の規定の適用がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 一～四（略）</p>	<p>（災害等防止措置命令） 第四十二条 市町村の長は、伐採又は保育が実施されておらず、かつ、引き続き伐採又は保育が実施されないことが確実であると見込まれる森林（森林法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林を除く。以下この章において同じ。）における次に掲げる事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認める場合には、その必要の限度において、当該森林の森林所有者に対し、期限を定めて、当該事態の発生の防止のために伐採又は保育の実施その他必要な措置（以下「災害等防止措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。ただし、当該森林について、経営管理権が設定されている場合又は同法第十条の九第三項の規定の適用がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 一～四（略）</p>